

シェアサイクルポート管理運営事業 仕様書

1. 目的

団地ストック等を活かし、入居者及び地域住民の交通利便性を高め、満足度向上を図る。

2. 定義

シェアサイクルとは、複数の箇所に設置された自転車の貸出・返却拠点（以下「サイクルポート」という。）間での移動において、利用者が自転車を自由に借り、返却できる交通手段をいう。

3. 設置場所

別紙「サイクルポート設置場所一覧」のとおり

記載されている設置場所一括での申込及び契約とする。ただし、賃貸借契約が満了するまでの間、やむを得ない理由により、双方いずれかが必要と判断した場合は、協議により設置場所及び時期の変更を可能とする。

4. 設置物

設置場所に設置可能なものは、原則として、自転車、自転車ラック及び看板のみとし、それ以外の物を設置する場合は、事前に公社に許可を得ることとする。

各設置物は下記仕様を満たすこととする。

(1) 自転車

- ① 制御装置（ブレーキ）や警音器を備え付けなど、道路交通法等の関連法令に適合した車両を使用すること。また、安全性、操作性、耐久性の高いものとする。
- ② 電動アシスト付き自転車とし、荷物を載せることができるかご付きとすること。
- ③ 自転車の位置情報が把握できる機能を搭載すること。

(2) 自転車ラック

- ① 駐輪可能エリアの明示など、自転車が整然と駐輪できるようなものとする。
- ② 自転車が倒れる等により、第三者に危害等を加えることが生じないような措置を講ずること。
- ③ 不法駐輪、ラック外駐輪が起こらないような工夫をあらかじめ行うこと。
- ④ 設置及び撤去が容易なものとする。
- ⑤ 電源が必要な場合は、事業者が電源を確保すること。また、その費用の全てについて、事業者が負担すること。

(3) 看板

- ① 利用方法、事業者の連絡先を表記すること。
- ② 自重で自立する置型看板とし、アンカーによる固定や掘削等が必要ないものとする。また、設置にあたっては、転倒防止措置を講じること。
- ③ 次の各号のいずれかに該当しないこと。該当する又は該当するおそれのある場合は、設置を認めない。

ア 大阪府屋外広告物条例及び各市町村の屋外広告物条例並びに関連法令等に違反

- するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 政治性、宗教性のあるもの
 - オ 社会問題に関する主義主張を含むもの
 - カ 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
 - キ 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの
 - ク 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ケ 暴力団等の反社会的団体及びそれらの関連事業者の広告物
 - コ 前各号に掲げるもののほか、公社が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすもの、または賃貸住宅敷地等の管理上、適切でないと公社が判断するもの

5. 利用方法

利用者がシェアサイクルを利用するにあたり、サイクルポートの位置や自転車の利用可否、予約・貸出・返却及び決済の全てオンライン上で可能とするシステムを提供すること。

なお、システムは下記仕様を満たすこととする。

- ① 原則、24 時間 365 日の利用を可能とすること。ただし、システムメンテナンス等のやむを得ない理由で利用できない場合は、適切な方法で事前に周知すること。
- ② 無人で貸出・返却が可能とすること。
- ③ 同サービス内のサイクルポートであれば、借りた場所と異なるサイクルポートでも返却が可能とすること。
- ④ 利用者の個人認証を行うこと。
- ⑤ 利用者が利用登録後、即日利用可能とすること。
- ⑥ サイクルポートごとに、駐輪可能台数を定めるとともに、定められた駐輪可能台数以上の自転車を駐輪できないよう制限すること。

6. 報告

事業者は、サイクルポート別に当月分（1 日から末日までとする。）の利用実績及び利用料売上額を記載した報告書を翌月 15 日（15 日が土日祝日の場合は翌平日）までに公社に提出すること。

7. 土地賃貸料の支払い

事業者は、6. で報告した利用料売上額に土地賃貸料率を乗じた金額に、消費税及び地方消費税を加算した金額を当月分の土地賃貸料とし、当年度分（4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。）をまとめて、翌年度の 4 月 30 日までに公社が指定する銀行口座に支払うこととする。また、振込手数料は事業者の負担とする。

なお、サイクルポートの利用料売上の計上方法及び土地賃貸料率は、「シェアサイクルポート管理運営事業者募集企画提案競技」における事業者の提案を採用する。

（参考）土地賃貸料の計算式

サイクルポート利用料売上×土地賃貸料率×（1＋消費税及び地方消費税）

8. 管理運営にあたっての留意事項

事業者は下記事項に留意してサイクルポートの管理運営を行うこと。

- ① 必要な人員・体制を整え、円滑な運営に努めること。
- ② 利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。また、営業時間外についても、事故など緊急時の対応を速やかに行うため、連絡・対応可能な体制とすること。
- ③ 入居者の通行の妨げや、住宅内の景観が損なわれないよう定期的に巡回等により現地を確認し、自転車の整理・整頓を行うとともに、サイクルポート周辺にごみ等が散乱しないよう定期的に清掃を行うこと。
- ④ サイクルポートに、本事業用の自転車以外の自転車が停められないように配慮するとともに、停められていた場合は適切な対応を行うこと。
- ⑤ サイクルポートに、長期間自転車がいない状態や満車で返却できない状態を防止するため、定期的な再配置を行う等の対策を講じること。
- ⑥ 自転車及び自転車ラックは、利用者が安全に利用できるよう、定期的にメンテナンスを行うこと。
- ⑦ 設備の不具合及び損傷、事故並びにトラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- ⑧ 利用者のケガや損害賠償事故（対人・対物）に対応するため、適切な補償額が設定された保険に加入すること。
- ⑨ サイクルポートについて、第三者（入居者、利用者、通行人、等）から事業者の責に帰すべき苦情等が発生した場合は、責任を持って対応処理すること。
- ⑩ 利用者の個人情報とは、法令に基づき適正に管理すること。
- ⑪ 公社の住宅管理上必要な工事（保全工事）が発生した際は、サイクルポートの移設に協力すること。
- ⑫ 事業者の責めに帰すべき事由により、公社の諸設備、外壁などに損傷が生じた場合は、事業者の費用負担により修復すること。
- ⑬ 本事業に付帯又は本事業から派生する事業を実施する場合は、事前に公社と協議の上、承認を得ること。
- ⑭ 本契約満了後、または契約期間中に一部のサイクルポートを廃止する場合は、サイクルポートの管理運営に伴う設置物を撤去し、原状回復を行うこと。
- ⑮ サイクルポートの管理運営に要する費用は全て事業者が負担すること。
- ⑯ 仕様書の内容について変更の必要がある場合は、公社と協議の上、変更すること。
- ⑰ 契約締結後、事業者が「シェアサイクルポート管理運営事業者募集企画提案競技 実施要項」(3)～(8)を満たさなくなった場合や、契約不履行があった場合、公社から契約の解除を申し入れる場合があることを認識しておくこと。
- ⑱ 仕様書及び賃貸借契約書に定めのない事項について疑義もしくは問題が発生した場合はその都度、公社と協議をすること。

以 上